

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【公開番号】特開2007-138176(P2007-138176A)

【公開日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2007-021

【出願番号】特願2006-311598(P2006-311598)

【国際特許分類】

C 08 L 29/04 (2006.01)

C 09 J 11/00 (2006.01)

C 08 L 31/04 (2006.01)

C 08 L 25/08 (2006.01)

【F I】

C 08 L 29/04 B

C 09 J 11/00

C 08 L 31/04

C 08 L 25/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月30日(2007.10.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

請求項1記載の分散粉末であって、ポリビニルアルコールの全量に対して10～50質量%のより低分子のポリビニルアルコールa)が使用されることを特徴とする分散粉末。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

低分子のポリビニルアルコールa)は、慣用のより高分子のポリビニルアルコールb)と組み合わせて使用される。しかしながら、その低分子成分はあまり多く選択すべきではない。さもなくば、優れた効果が部分的に失われることになるからである。有利には、全量のポリビニルアルコールに対して、10～50質量%のより低分子のポリビニルアルコールa)が使用される。特に15～35質量%のa)が好ましい。